

●発表日: 令和6年(2024年)4月24日

ノーネクタイなど軽装勤務の通年化に向けた試行実施について

これまで、5月から10月までの期間、地球温暖化対策及び暑気の体調悪化と公務能率の低下を防止するために、クールビズに取り組んできました。

5月から、さらに働きやすい職場環境づくりと脱炭素に向けた環境負荷軽減を目的として、通年ノーネクタイ、ノージャケットなどの軽装勤務を試行実施します。

働きやすい服装として、ジャケットやネクタイの着用を自由化するもので、これらの着用を制限するものではありません。

- 実施時期 5月1日から令和7年1月31日まで
(クールビズ期間: 5月1日から10月31日)
- 軽装勤務にあたっての注意事項
 - ・執務上礼儀を失しない範囲で、職員各自が適宜判断すること。
 - ・公務員としての品位を損なわず、市民等に不快感を与えず、公務に支障のない服装とすること。
 - ・TPO(時・場所・場合)をわきまえ、カジュアルすぎる服装でないこと。
 - ・式典等の公式な行事、社会通念上必要とされる場面においては、ネクタイ・ジャケットを着用すること。
 - ・作業着は、作業をする際の安全性の向上や汚れ等に対して着用する衣類であり、会議や研修等での着用は避けること。
- その他
 - (1) 各種会議等の開催の際は、ネクタイ・ジャケットの着用の有無を通知や案内に記載をします。
 - (2) 全ての職員(再任用職員、会計年度任用職員、委託業者等で市役所等での勤務をする者を含む。)を対象とするが、保育職や消防職及び各職場で決められた服装がある場合は、従来への対応によることとします。
 - (3) 軽装勤務の本格実施については、試行期間の状況を踏まえて決定します。